

令和8年

足立区選挙管理委員会
第9回定例会会議要録

- 1) 開会年月日 令和8年5月1日(金)
- 2) 会議時間 午前10時00分～午前10時35分
- 3) 場 所 足立区役所南館6階 選挙管理委員会室
- 4) 出席委員
- | | | | | | |
|----|--------|---|---|---|---|
| 委員 | 長 | 針 | 谷 | 幹 | 夫 |
| 委員 | 長職務代理者 | 新 | 井 | 英 | 生 |
| 委員 | | 古 | 野 | 香 | 織 |
| 委員 | | 芦 | 川 | 武 | 雄 |
- 5) 事務局職員
- | | | | | |
|-----|----|---|---|---|
| 事務局 | 局長 | 依 | 田 | 保 |
| 管理係 | 長 | 伊 | 藤 | 寬 |
| 選挙係 | 長 | 綿 | 貫 | 雄 |
| 管理係 | 主査 | 半 | 田 | 介 |
| 選挙係 | 主査 | 平 | 崎 | 昴 |
| | | | | 遼 |
- 6) 傍聴者 0名

7)会議要録

委員長 ただいまより、第9回足立区選挙管理委員会定例会を開催します。
はじめに、第21号議案「在外選挙人名簿の抹消および登録について」の説明をお願いします。

事務局長 資料の1ページをご覧いただければと存じます。
在外選挙人名簿の抹消および登録についてでございます。
在外選挙人名簿の登録者であった方が、国内の区市町村の住民基本台帳に登録され4ヶ月経過した場合、公職選挙法第30条の11の規定によって、在外選挙人の方は、名簿から抹消するものであります。
また、在外選挙人名簿の登録の申請を受けたので、登録を行うということで、4月15日現在の登録者数が522、抹消と登録がありまして5月1日現在は524となっております。詳細については、表の下段及び2ページをご覧いただければと存じます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

委員長 このことについて質疑ありますか。

(質疑なし)

委員長 第21号議案について、原案のとおりお認めいただける場合は、挙手を願います。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でありますので決定されました。

委員長 続きまして、第22号議案「選挙人名簿の閲覧に関する事務取扱要綱の改正について」の説明を求めます。

事務局長 3ページをご覧いただければと思います。
第22号議案「選挙人名簿の閲覧に関する事務取扱要綱の改正について」でございます。
昨年度、申出者ごとの閲覧予約日数の上限、閲覧人数の上限を改正し、決定をいただいたところではありますが、来年の区議会議員選挙が近づくにつれ、閲覧の申し出が多くなってきております。こちらが4月分の閲覧実績で

す。

現在要綱上、閲覧予約日数が5日となっておりますが、カレンダー上ですと営業日が約20日しかないので、なるべく多くの方に見る機会を差し上げたいということで、最大3日に改正をしたいというものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 この件に関する質疑ございますか。

(質疑なし)

委員長 第22号議案について、原案のとおりお認めいただける場合は、挙手を願います。

(全員挙手)

委員長 挙手全員でありますので決定されました。

委員長 続きまして、報告第18号「会議等の日程について」事務局の説明をお願いします。

管理係長 それでは6ページをご覧ください。

まず、5月15日午前10時から第10回定例会がございます。

次に、5月20日午後3時から全選連の東京支部定期総会がございますので、委員長よろしくお願いいたします。

続きまして、同日午後1時半から明るい選挙推進委員の前期セミナーが庁舎ホールでございます。内容については今精査中でございます。次の委員会ではお示しできると思います。

続きまして、6月1日午前10時から第11回定例会がございます。

6月4日午後1時から全選連東京支部定期総会が文京区シビックホールでございます。

続いて、5日午前9時半から全選連東京支部選挙事務研究会、こちらは北とびあでございます。

6月15日午前10時から第12回定例会がございます。

それから、今回追加させていただいた11月5日、徳島の理事会・研修会ですけど、場所が徳島グランヴィリオというホテルに決まりました。

また、12月16日の委員・局長合同研修会の場所が赤坂区民センターと

なっています。

私からは以上でございます。

委員長 日程について、質疑はありませんか。それでは「その他案件」について。

事務局長 資料1ページをご覧くださいと思います。

東京都選挙管理委員会から文書が来ておりまして、元々は国の方からの通知を受けてという形のようなのですが、選挙の厳正な管理執行の確保についてという通知となっております。

内容といたしましては、令和7年7月20日執行の参議院選挙に関して、大田区において、不在者投票の二重計上により生じた投票者数と投票総数の差を合わせるため、架空の無効票を計上する行為が発生しました。

中段以降、お読みしますと、「言うまでもなく選挙は民主主義の根幹をなすものであり、本来、その公正さに疑念を持たれるようなことは決してあってはなりません」ということで、厳正な管理執行と信頼確保に万全を尽くしてほしいという内容でございます。

記書きとしまして1で、投開票事務の再点検として「各区市町村選挙管理委員会においては、大田区における不祥事件を踏まえ、不測の事態が生じた場合の対応等について平素から検討を行い、対応策を共有しておくこと。特に投開票事務における体制や個々の作業等について、過誤や不正が生じ得る余地がないか等、改めて点検を行い不正が起こり得ない仕組みを講じるなど不断の見直しを図ることで、投開票事務の執行に万全を尽くされること」と記載されております。

2で、法令遵守の徹底と選挙事務に対する意識改革ということで書かれておりますので、後でお目通しをいただければと思います。

足立区における体制ということで、少しご説明をさせていただくと、ちょうど5月18、19、20日で新任研修がありまして、そこで私が行って、20分程度ですけれども、選挙は自分たちの仕事であり、ミスがあつてはいけないというところも含めて研修をさせていただくことになっております。

新任研修は毎年、ここ何年かはやっております。また、選挙が近づけば、その都度研修会を行っており、投票については主任・副主任レベル、開票については全員集めて行っております。

大田区や他の自治体との決定的な違いは、開票だけで言うと、他の自治体は選管OBが中心となって票の集約作業なども行っていますが、足立区は選管OBだけではなく選管と関係のない管理職が入って、数字の取りまとめをしています。一部報道によりますと、今回の大田区の事例では10年以

上、選管の職員が関与していたのではないかということになっています。

昨年、参議院議員選挙で、集計でトラブルがありましたので、新しくシステムを入れることで、今調整を進めています。

今回の区議区長選においては、今までのExcelと、民間事業者のシステムを使おうと思っています。23区で足立区だけがExcelで自力でやっていて、残りの22区が民間事業者のソフトを使っていますので、足立区もそれを導入しようと思っています。

区議区長選の際には、今までのExcelと新しいシステムの同時並行で運用して、齟齬がなければOKという形でいこうかと今のところ思っています。以上です。

委員長 これについて何かございますか。

古野委員 今おっしゃっていただいたシステムは、他の自治体はそのソフトだけで運用されてるんですか。

事務局長 そのとおりです。

古野委員 足立区はそのExcelとソフトを、両方走らせるというのは、どういった背景があるのですか。仮にそこで齟齬が出た場合に、どちらを信じるかで分からなくなってしまうのですか。

事務局長 順番にご説明しますと、今まではExcelだけ使い、作業をしていました。それで、参議院選挙のトラブルがあったので、この間の衆議院選挙のときは、都選管の速報システムに、Excelのシートの結果を仮入力をして、エラー表示がなければOKにしておりました。

 今度の区議区長選は都選管のシステムがないので、どうするかという話になるんですけども、新しく入れるシステムは、我々から見れば未知数なので、未知数のものを単独でやっていった時に、何かトラブルがないようにというのが理由です。

 Excelのものと同時進行で動かしてみて、数が合えば問題ないというところでいきたいです。そこで上手くいけば、その次の選挙からは、新しく入れる民間のソフトだけでいきたいと思っています。

古野委員 数が合わなかったときにどう意思決定するのかというところは不明瞭なので、検討していただきたいです。

事務局長 もし数が異なってしまえば、数が合うまで作業するしかありません。
Excel と民間のソフトのどちらがおかしいというのは突き止めればわかるはずです。逆にそこで差が出ないようにしなければならないという言い方になります。

古野委員 初回なので、そのソフトだけだと不安なところも大きいので、一緒にということですね。

事務局長 そのとおりです。

委員長 まだ先なので、新しいソフトにするかは、時期が来た時に議論してもよいかと私は思います。

委員長 他はいいでしょうか。では次、お願いします。

事務局長 資料の3ページをご覧くださいと思います。3月28日、29日で舎人公園の千本桜まつりで、模擬投票を行いました。その際の得票数で1位だったのがメモ帳で、僅差でマグネットが2位でした。
今後、来年の区議区長選に向けて、啓発活動をやっていくわけですが、このメモ帳とマグネットについて、作っていきたいということで、今デザインをお示ししています。予算がそれほどたくさんあるわけではないので、数は多くは作れませんけども、啓発活動用に、この間のシールの第2弾という形で作っていきたいと思っております。

管理係長 数は、メモ帳が1000、マグネットは名刺サイズが500で、棒状のものが220となっています。合計で1700程度です。

職務代理者 あえて作るようなものなのかと思いますけど。これは、イベント時に渡すものですか。

事務局長 そうです。順調にいけば、区民まつりの時に使う形になると思います。

職務代理者 他にもティッシュも配っていたと思いますが、それもあるんですか。

管理係長 まだ作成していませんがティッシュも考えています。区議区長選に向け

て、どう啓発していくかというのもありますので。

職務代理者 啓発の一環だから、お金があればどんどん作って配った方がいいんですけど、この枚数でどんな効果があるのかなって気がします。

マグネットの2の名刺サイズと3の棒状を別々に作る意味はあまりないのであれば、1つにしてもいいような気もするし、棒状も3色作る意味はあるのかなと思います。

委員長 どういう活用するかによって変わってくると思います。例えば営業マンがステッカーをポストに入れていきますが、玄関や机に貼ると思うので、おそらく宣伝にはなっていると思います。マグネットはずっと保存されると思いますが、メモ帳はそれを使っていない人にはあまり訴求しないかと思っています。

事務局長 委員長がおっしゃったとおり、メモ帳は使う人と使わない人がはっきりしてしまうというのと、僅差でマグネットが2位だったところがあります。会場で「冷蔵庫に貼っておくのいいからマグネット」と言っていた方がいます。そうなるマグネットを作ったほうが目に付くかなと思います。ただマグネットは、使い勝手の良さで名刺サイズのほうが良いという人と棒状のほうが良いという人、それぞれの好みだと思ってます。

また、投票の時に「上位のものを作ります」と公表しているので、勝手に変更するのは難しいです。メモ帳だけ作ればよいという意見も当然ありましたが、僅差だったことを思うと、マグネットも作りたいと思っています。実際マグネットの方が、人気があると思います。

職務代理者 マグネットは一つにして形は名刺でも棒状でもどちらでもよいけど、1色で枚数を多くしたらいいと思います。いかがですか。

芦川委員 私は3種類あってもいいと思います。せっかく、そういう足立まつりや千本桜まつりで来ていただいているわけだから、3種類用意して「この中からどうぞ選んでください」という方がいいのでは。

古野委員 私は、少しデザインがおしゃれなものにしてもらいたいなっていう感じがします。せっかく大切な税金を使って作るのであれば、もうちょっと手に取りたいって思えるようなデザインにして、PRしていければよいと思います。

事務局長 わかりました。皆さんの意見を参考にして、再度検討します。

委員長 では、次に出前授業の予定をお願いします。

事務局長 最後のページになりますが、現在の出前授業の予定になっております。小学校が16まで増えまして、中学校も16までできました。高校も7となっています。もしご希望があれば、ご視察いただけるように段取りしますので、後でお伝えいただければと思います。

職務代理者 授業の内容は全部一緒でしょうか。面白いところはありますか。

事務局長 小学校は小学校で同じようなイメージです。中学校はVote at Chuo!!が入ってきているところは少し変わります。あとは、税務署と一緒にいるところが出てくると思いますので、そこはシナリオが変わってくると思います。

古野委員 中学校で「物品貸し出し」と記載されている学校は、せっかくだったら出前授業のようなものも一緒にできないのかなと思いました。

管理係長 アンケートの結果で、「物品貸し出し」だけという回答でしたけど、そこはまた確認してみようと思います。

古野委員 そうですね。他の先生がすでに授業をされていて、その中で貸し出すという、学校の中での主権者教育のプログラムと一緒にしているのであればいいんですけど、そうでなければ、事務局でお話できることもあるのかなと思います。

委員長 よろしいでしょうか。では、次をお願いします。

事務局長 別紙をご覧ください。茨城県の選挙管理委員会が、神栖市長選挙の審査申し立てに係る採決を行い、神栖市の選挙のホームページに掲載されていたものになります。

こちらについてですけれども、市長選挙で立候補者が2人出ていて、同数でした。それで、公職選挙法に則って抽選を行い、現職が落選、新人が当選となり、今市長になっています。

まず、神栖市の選挙管理委員会に申し立てがあつて、神栖市の選挙管理委員会でも一回、再確認をしたところ、票の動きはなかったということでした。それを受けて、再度、県の選管に申し立てをして、その採決が今回発表されたということです。申し立ての経緯が項番1に書いてあります。

申し立て内容の主な理由の②のとおり、有効投票の中に「まんじゅうや」及び「だんごや」と記載された票があり、これが通称名として認められたものではなく、無効票として扱うべきであるという申し立てです。

3ページで細かく書かれていますけれども、現在の市長は、元々和菓子屋さんで、「まんじゅう屋」とか、「おだんごさん」と言われるようなところがあったんだという主張ですけれども、県の選挙管理委員会は、神栖市のいずれの地でも、慣習的に使用されている状態にある場合に限り通称名と認められ、そういう状態ではないので、この2票については無効だと決定しました。

ただ、前市長の票については、投票用紙の右欄、注意書きの「一」というところを丸で囲んでいる票があり、それについては、他事記載で無効票として、マイナス1票という決定が出ました。

現市長がマイナス2、前市長がマイナス1で、前市長が逆転で当選すべきだというのが、県の選管の見解として結論が出たということになります。

次の申し立ては東京高等裁判所に行きます。そこで結論が出ることになっています。参考までですけど、東京高裁の裁決が出るまでは、今の市長が在職します。

委員長

この件はよろしいでしょうか。それでは、定例会は以上をもちまして、閉会させていただきます。

終了時刻 午前10時35分